

健生発 1214 第 4 号
5 輸国 第 3420 号
令和 5 年 12 月 14 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
北海道農政事務所長
農林水産省各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)
農林水産省輸出・国際局長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の別紙の
一部改正について

我が国から中華人民共和国向けに輸出される農林水産物・食品に係る適合施設の認定等については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)の別紙 CN-01「中華人民共和国向け輸出農林水産物・食品の取扱要綱」(以下「要綱」という。)に基づき取り扱われているところです。

今般、要綱について下記のとおり改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしくお願い致します。また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願い致します。

記

- 1 中国向け輸出農林水産物・食品の施設認定の有効期限延長に係る申請手続の改正及び申請書等の様式制定
- 2 その他、所要の改正